

裾野市告示第68号

裾野市広告掲載要綱を次のように定める。

平成20年5月30日

裾野市長 大橋 俊二

裾野市広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、裾野市（以下「市」という。）の新たな財源を確保するとともに、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市のホームページに広告を掲載し、又は掲出することに（以下「広告掲載」という。）関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告媒体)

第2条 広告掲載をすることができる媒体は、市のホームページとする。

(広告掲載の基準)

第3条 広告掲載をすることができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 人権を侵害するおそれがあるもの
- (6) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (7) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (8) ギャンブル性のあるもの
- (9) 社会問題についての主義主張に係るもの
- (10) 個人又は法人の名刺広告
- (11) その他市長が広告として不適當であると認めるもの

2 前項に規定する判断基準の細目については別に定める。

(広告掲載の順位)

第4条 掲載する広告は、公共性及び地域性の高いものを優先するものとし、その順位は次のとおりとする。

- (1) 市内に事業所を有する公益的事業を含む事業者
- (2) 市内に事業所を有する事業者
- (3) その他のもの

2 前項の順位において、掲載の希望が同一順位内で競合するときは、掲載希望日数の多いものを優先するものとする。

(委員会の設置)

第5条 広告掲載に関する事項について審査を行うため、裾野市広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は市長の指名する副市長をもって充て、副委員長は企画部長をもって充てる。
- 4 委員は、総務部長、市民部長、健康福祉部長、産業建設部長及び教育部長をもって充てる。
- 5 委員長は会務を総理する。
- 6 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、過半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。
- 4 委員会の庶務は、企画部生き生き広報室において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年6月1日から施行する。